

岐阜県公報

号外 (三)
平成二十一年四月一日

目 次

訓 令 甲

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

(広報課)

ページ
一

岐阜県訓令甲第二十一号

府 中 一 般
各 振 興 局
各振興局の事務所

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程（昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のよう
に改正する。

第二条第一項中「事務所長」を「事務所の振興課長」に改め、同条第二項中「事務
員」を「職員」に改める。

別表産業政策課長の項中「産業政策課長」を「商工政策課長」に、「産業労働観光部
」を「商工労働部」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんごあ十三
一 岐 阜 文 芸 社